那覇市公報

号外第７１８号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇条　　例◇

○那覇市消防局長及び消防署長の資格を定める条例（消防本部総務課）・・・・・ 3401

○那覇市消防本部の名称変更等に伴う関係条例の整理に関する条例
（消防本部総務課）・・ 3403

○那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）・・・・・・・・・ 3414

○那覇市下水道条例の一部を改正する条例（上下水道局企画経営課）・・・・・・・ 3417

○那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例（管財課）・・・・・・・・・・・・・ 3419

○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）・・・・・・・・・・・ 3421

○那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
（上下水道局企画経営課）・・・ 3430

○那覇市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例（生涯学習課）・・・ 3431

○那覇市税条例の一部を改正する条例（税制課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3433

○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（観光課）・・・・・ 3435

○那覇市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例（青少年育成課）・ 3436

○那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）・・・・・・・・・ 3438

○那覇市都市モノレール整備基金条例の一部を改正する条例（都市計画課）・ 3440

○那覇市水道給水条例の一部を改正する条例（上下水道局企画経営課）・・・・・ 3441

○那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）・・・・・・・・・ 3443

○那覇市体育施設条例の一部を改正する条例（市民スポーツ課）・・・・・・・・・・・ 3451

○独立行政法人那覇市立病院に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例
（健康増進課）・・・ 3453

○那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3455

○那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3493

○那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）・・ 3495

○那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）・・ 3498

○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（企画調整課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3500

○那覇市児童生徒県外交流基金条例を廃止する条例（青少年育成課）・・・・・・・ 3508

○那覇市古波蔵ふれあい館条例を廃止する条例（健康増進課）・・・・・・・・・・・・・ 3509

○那覇市情報公開条例（総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3510

条　　例

那覇市条例第２号
平成26年３月27日

那覇市消防局長及び消防署長の資格を定める条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市消防局長及び消防署長の資格を定める条例

（趣旨）

第1条　この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防局長（消防組織法第12条第1項の消防長をいう。以下同じ。）及び消防署長の資格を定めるものとする。

（消防局長の資格）

第2条　消防局長の資格は、次のとおりとする。

(1)　本市の消防職員として消防事務に従事した者で、本市の消防署長の職又は那覇市消防局、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における本市の消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。

(2)　本市の消防団員として消防事務に従事した者で、本市の消防団長の職に2年以上あったものであること。

(3)　本市の行政事務に従事した者で、那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）第1条に掲げる部の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

（消防署長の資格）

第3条　消防署長の資格は、次のとおりとする。

(1)　本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。

(2)　本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。

(3)　本市の消防団員として消防事務に従事した者であって、本市の消防団の副団長の職その他本市の消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもので、市長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市条例第３号

平成26年３月27日

那覇市消防本部の名称変更等に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市消防本部の名称変更等に伴う関係条例の整理に関する条例

（那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部改正）

第1条　那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例（1972年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（消防本部の名称及び位置）
第3条　消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>那覇市消防本部</td><td>［略］</td></tr></table></td><td>（消防本部の名称及び位置）
第3条　［略］
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>那覇市消防局</td><td>［略］</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</td></tr>
</table>

（那覇市議会委員会条例の一部改正）

第2条　那覇市議会委員会条例（昭和47年那覇市条例第83号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属）
第2条　常任委員会の委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。
［表　別記］
2　［略］</td><td>（常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属）
第2条　［略］
［表　別記］
2　［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</td></tr>
</table>

［改正前　別記］

［第2条の表］

名称	定数	所管事項
総務常任委員会	［略］	総務部、企画財務部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
［略］		

［改正後　別記］

［第2条の表］

名称	定数	所管事項
総務常任委員会	［略］	総務部、企画財務部、出納室、消防局、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

［略］

（那覇市交通安全対策会議条例の一部改正）

第3条　那覇市交通安全対策会議条例（昭和48年那覇市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（会長及び委員） 第3条　［略］ 2～4　［略］ 5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1)～(5)　［略］ (6)　那覇市消防長	（会長及び委員） 第3条　［略］ 2～4　［略］ 5　［略］ (1)～(5)　［略］ (6)　那覇市消防局長
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市防災会議条例の一部改正）

第4条　那覇市防災会議条例（昭和48年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（会長及び委員） 第3条　［略］ 2～4　［略］ 5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1)～(5)　［略］ (6)　那覇市消防長および那覇市消防団長 (7)～(9)　［略］ 6～8　［略］	（会長及び委員） 第3条　［略］ 2～4　［略］ 5　［略］ (1)～(5)　［略］ (6)　那覇市消防局長及び那覇市消防団長 (7)～(9)　［略］ 6～8　［略］
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市情報公開条例）

第5条　那覇市情報公開条例（昭和63年那覇市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　［略］ (2)　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、	（定義） 第2条　［略］ (1)　［略］ (2)　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、

農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人をいう。	農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防局長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人をいう。
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市個人情報保護条例の一部改正）

第6条　那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2)　［略］ (3)　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。 (4)～(8)　［略］	（定義） 第2条　［略］ (1)～(2)　［略］ (3)　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防局長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。 (4)～(8)　［略］
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第7条　那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年那覇市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（交替制勤務手当） 第10条　交替制勤務手当は、消防本部及び消防署に勤務する職員が交替制勤務又はこれに相当する勤務として市長が定めるものに従事したときに、勤務1当務につき、230円を支給する。 （救急活動手当） 第11条　救急活動手当は、消防本部及び消防署に勤務する職員が緊急通報に基づき出動し次に掲げる業務に従事したときに、出動1回につき、それぞれ次に掲げる	（交替制勤務手当） 第10条　交替制勤務手当は、消防局及び消防署に勤務する職員が交替制勤務又はこれに相当する勤務として市長が定めるものに従事したときに、勤務1当務につき、230円を支給する。 （救急活動手当） 第11条　救急活動手当は、消防局及び消防署に勤務する職員が緊急通報に基づき出動し次に掲げる業務に従事したときに、出動1回につき、それぞれ次に掲げる額を

額を支給する。ただし、1回の出動において、第1号及び第2号の業務に従事したときは、高い方の額のみを支給する。 (1)～(2)　［略］ 2　［略］ （消防活動等手当） 第12条　消防活動等手当は、消防本部及び消防署に勤務する職員が緊急通報に基づき消防活動等（火災、自然現象、事故等による災害への対応のための業務をいう。以下同じ。）のため出動し次に掲げる業務に従事したときに、出動1回につき、それぞれ次に掲げる額を支給する。ただし、1回の出動において、次に掲げる2以上の業務に従事したときは、高い方の額のみを支給する。 (1)～(4)　［略］ 2　［略］ （緊急消防援助隊手当） 第15条　緊急消防援助隊手当は、消防本部及び消防署に勤務する職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第5項に規定する消防庁長官の指示を受けて、同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、当該市町村において消防の応援又は支援の業務に従事したときに、従事した日1日につき、3,000円を支給する。 2　［略］	支給する。ただし、1回の出動において、第1号及び第2号の業務に従事したときは、高い方の額のみを支給する。 (1)～(2)　［略］ 2　［略］ （消防活動等手当） 第12条　消防活動等手当は、消防局及び消防署に勤務する職員が緊急通報に基づき消防活動等（火災、自然現象、事故等による災害への対応のための業務をいう。以下同じ。）のため出動し次に掲げる業務に従事したときに、出動1回につき、それぞれ次に掲げる額を支給する。ただし、1回の出動において、次に掲げる2以上の業務に従事したときは、高い方の額のみを支給する。 (1)～(4)　［略］ 2　［略］ （緊急消防援助隊手当） 第15条　緊急消防援助隊手当は、消防局及び消防署に勤務する職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第5項に規定する消防庁長官の指示を受けて、同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として災害が発生した市町村に出動し、当該市町村において消防の応援又は支援の業務に従事したときに、従事した日1日につき、3,000円を支給する。 2　［略］
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条　那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（設備の基準） 第11条　特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2	（設備の基準） 第11条　［略］

に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。	
(1)　[略]	(1)　[略]
(2)　居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	(2)　[略]
ア　消防長又は消防署長と相談の上、第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア　消防局長又は消防署長と相談の上、第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
イ～ウ　[略]	イ～ウ　[略]
2～6　[略]	2～6　[略]
(設備の基準)	(設備の基準)
第36条　ユニット型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	第36条　[略]
(1)　[略]	(1)　[略]
(2)　居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	(2)　[略]
ア　消防長又は消防署長と相談の上、第43条において準用する第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア　消防局長又は消防署長と相談の上、第43条において準用する第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
イ～ウ　[略]	イ～ウ　[略]
2～6　[略]	2～6　[略]
(設備の基準)	(設備の基準)
第45条　地域密着型特別養護老人ホームの	第45条　[略]

建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	(2)　［略］
ア　消防長又は消防署長と相談の上、第49条において準用する第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア　消防局長又は消防署長と相談の上、第49条において準用する第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
イ～ウ　［略］	イ～ウ　［略］
2～7　［略］	2～7　［略］
（設備の基準）	（設備の基準）
第51条　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	第51条　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	(2)　［略］
ア　消防長又は消防署長と相談の上、第53条において準用する第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア　消防局長又は消防署長と相談の上、第53条において準用する第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
イ～ウ　［略］	イ～ウ　［略］
2～7　［略］	2～7　［略］
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条　那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（設備及び備品等）	（設備及び備品等）
第151条　指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。	第151条　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	(2)　［略］
ア　当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第168条において準用する第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア　当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防局長又は消防署長と相談の上、第168条において準用する第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
イ～ウ　［略］	イ～ウ　［略］
2～8　［略］	2～8　［略］
（設備及び備品等）	（設備及び備品等）
第171条　ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築	第171条　［略］

物でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	(2)　［略］
ア　消防長又は消防署長と相談の上、第181条において準用する第168条において準用する第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア　消防局長又は消防署長と相談の上、第181条において準用する第168条において準用する第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
イ～ウ　［略］	イ～ウ　［略］
2～8　［略］	2～8　［略］
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条　那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（設備及び備品等）	（設備及び備品等）
第133条　指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。	第133条　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］

(2)　居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	(2)　［略］
ア　消防長又は消防署長と相談の上、第143条において準用する第105条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア　消防局長又は消防署長と相談の上、第143条において準用する第105条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
イ～ウ　［略］	イ～ウ　［略］
2～8　［略］	2～8　［略］
（設備及び備品等）	（設備及び備品等）
第154条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	第154条　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	(2)　［略］
ア　消防長又は消防署長と相談の上、第160条において準用する第143条において準用する第105条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	ア　消防局長又は消防署長と相談の上、第160条において準用する第143条において準用する第105条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
イ～ウ　［略］	イ～ウ　［略］
2～8　［略］	2～8　［略］
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条　那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める

条例（平成24年那覇市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（構造設備の基準）	（構造設備の基準）
第6条　介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。	第6条　［略］
(1)　介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。	(1)　［略］
ア　［略］	ア　［略］
イ　療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	イ　［略］
(ア)　消防長又は消防署長と相談の上、第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	(ア)　消防局長又は消防署長と相談の上、第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
(イ)～(ウ)　［略］	(イ)～(ウ)　［略］
(2)～(7)　［略］	(2)～(7)　［略］
2　［略］	2　［略］
（厚生労働省令で定める施設）	（厚生労働省令で定める施設）
第45条　［略］	第45条　［略］
2～3　［略］	2～3　［略］
4　前3項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。	4　［略］
(1)　ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建て	(1)　［略］

のユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	
ア　［略］	ア　［略］
イ　療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。	イ　［略］
（ア）　消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	（ア）　消防局長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
（イ）～（ウ）　［略］	（イ）～（ウ）　［略］
(2)～(7)　［略］	(2)～(7)　［略］
5　［略］	5　［略］
備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市条例第４号

平成26年３月27日

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（占用料の減免） 第4条　市長は、占用が次の各号の一に該当すると認めたときは、占用者の申請により、占用料の額の一部又は全部を免除することができる。 (1)　法第35条に規定する事業及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業の行う事業のために占用するとき。 (2)～(8)　［略］ ［別表　別記］	（占用料の減免） 第4条　市長は、占用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、占用者の申請により、占用料の額の一部又は全部を免除することができる。 (1)　地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業の行う事業のために占用するとき。 (2)～(8)　［略］ ［別表　別記］
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付　則

(施行期日)

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日までに、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の許可を受けた道路の占用料については、改正後の那覇市道路占用料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

［改正前　別記］

別表

道路占用料金表

<table>
<tr><th colspan="3">占用物件</th><th>単位</th><th>占用料</th></tr>
<tr><td rowspan="3">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td><td colspan="2">第1種電柱</td><td rowspan="2">1本につき1年</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="5">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法第32条第1項第6号に掲げる施設</td><td colspan="2">祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td><td>占用面積1平方メートルにつき1日</td><td>46</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="6">政令第7条第1号に掲げる物件</td><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">旗ざお</td><td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td><td>1本につき1日</td><td>46</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）</td><td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td><td>その面積1平方メートルにつき1日</td><td>46</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td><td rowspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td></tr>
</table>

備考

1　消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるもののこの表の適用については、同表中「46円」とあるのは「44円」とする。

2～7　［略］

［改正後　別記］

別表（第2条関係）

道路占用料金表

<table>
<tr><th colspan="3">占用物件</th><th>単位</th><th>占用料（円）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td><td colspan="2">第1種電柱</td><td rowspan="2">1本につき1年</td><td>1,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="5">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法第32条第1項第6号に掲げる施設</td><td colspan="2">祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td><td>占用面積1平方メートルにつき1日</td><td>47</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="6">政令第7条第1号に掲げる物件</td><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">旗ざお</td><td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td><td>1本につき1日</td><td>47</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）</td><td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td><td>その面積1平方メートルにつき1日</td><td>47</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料</td><td rowspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td colspan="3">政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設</td></tr>
</table>

備考

1　消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものに係るこの表の適用については、同表の占用料の欄中「47」とあるのは「44」とする。

2～7　［略］

那覇市条例第５号

平成26年３月27日

那覇市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市下水道条例の一部を改正する条例

那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（使用料の算定） 第34条　使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて、次に定めるところにより算定した基本料金と従量料金の合計額とする。 ［表　別記］ 2　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等の使用料の額についての前項の規定の適用については、同項の表中「610円」とあるのは「581円」と、「82円」とあるのは「79円」と、「97円」とあるのは「93円」と、「132円」とあるのは「126円」と、「158円」とあるのは「151円」と、「192円」とあるのは「183円」と、「201円」とあるのは「192円」と、「210円」とあるのは「200円」とする。	（使用料の算定） 第34条　［略］ ［表　別記］ 2　前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等の使用料の額は、前項の使用料の額に108分の100を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の第34条第1項の規定は、平成26年6月以後の月分として算定する使用料から適用し、同年5月以前の月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

3　この条例による改正後の第34条第2項の規定は、平成26年5月以後の月分として算定する使用料から適用し、同年4月以前の月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

［改正前　別記］
［第34条の表］

区分 種別		排出汚水量	料金
一般汚水	基本	10立方メートルまで	610円
	従量（1立方メートルにつき）	10立方メートルを超え30立方メートルまで	82円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	97円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	132円
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	158円
		300立方メートルを超え1,000立方メートルまで	192円
		1,000立方メートルを超え8,000立方メートルまで	201円
		8,000立方メートルを超えるもの	210円
［略］			
備考　［略］			

［改正後　別記］
［第34条の表］

区分 種別		排出汚水量	料金
一般汚水	基本	10立方メートルまで	628円
	従量（1立方メートルにつき）	10立方メートルを超え30立方メートルまで	84円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	100円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	136円
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	162円
		300立方メートルを超え1,000立方メートルまで	197円
		1,000立方メートルを超え8,000立方メートルまで	207円
		8,000立方メートルを超えるもの	216円
［略］			
備考　［略］			

那覇市条例第６号
平成26年３月27日

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の額) 第3条　行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い市長が定める。 (1)　土地 ア　[略] イ　使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×0.05×0.3×1.05 (2)　建物　(当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1＋当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×0.05×0.3)×1.05 2～5　[略] (休日等の駐車場使用料) 第3条の2　前条の規定にかかわらず、本市の休日(那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に規定する本市の休日をいう。以下同じ。)及び本市の休日以外の日の執務時間外において、本市の事務に係る用務以外の目的により使用させる那覇市役所本庁舎及び那覇市役所仮庁舎駐車場の使用料の額は、1回につき、最初の1時間までは200円とし、1時間を超える場合は200円にその超える30分(30分に満たない場合は、30分とみなす。)ごとに100円を加算して得た額とする。	(使用料の額) 第3条　[略] (1)　土地 ア　[略] イ　使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×0.05×0.3×1.08 (2)　建物　(当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1＋当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×0.05×0.3)×1.08 2～5　[略] (休日等の駐車場使用料) 第3条の2　前条の規定にかかわらず、本市の休日(那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に規定する本市の休日をいう。以下同じ。)及び本市の休日以外の日の執務時間外において、本市の事務に係る用務以外の目的により使用させる那覇市役所本庁舎駐車場の使用料の額は、1回につき、最初の1時間までは200円とし、1時間を超える場合は200円にその超える30分(30分に満たない場合は、30分とみなす。)ごとに100円を加算して得た額とする。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分

を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第3条の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

那覇市条例第７号

平成26年３月27日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(炉) 第3条　炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。 ア～イ　［略］ (2)～(19)　［略］ 2　炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(2)　［略］ (3)　液体燃料を使用する炉及び電気を	(炉) 第3条　［略］ (1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防局長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。 ア～イ　［略］ (2)～(19)　［略］ 2　［略］ (1)～(2)　［略］ (3)　液体燃料を使用する炉及び電気を

熱源とする炉にあっては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。	熱源とする炉にあっては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものに行わせること。
(4)～(6)　［略］	(4)～(6)　［略］
3～4　［略］	3～4　［略］
（変電設備）	（変電設備）
第11条　屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	第11条　［略］
(1)～(2)　［略］	(1)～(2)　［略］
(3)　変電設備（消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。	(3)　変電設備（消防局長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
(3)の2～(8)　［略］	(3)の2～(8)　［略］
(9)　必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。	(9)　必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。
(10)　［略］	(10)　［略］
2　屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆	2　屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防局長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は

われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3　［略］

（避雷設備）

第16条　避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。

2　［略］

（基準の特例）

第17条の3　この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長又は消防署長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも火災予防上支障がないと認めるとき、又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

（液体燃料を使用する器具）

第18条　液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア～イ　［略］

(2)～(12)　［略］

(13)　必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。

2　［略］

（基準の特例）

第22条の2　この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が当該器具の取

覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3　［略］

（避雷設備）

第16条　避雷設備の位置及び構造は、消防局長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。

2　［略］

（基準の特例）

第17条の3　この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防局長又は消防署長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも火災予防上支障がないと認めるとき、又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

（液体燃料を使用する器具）

第18条　［略］

(1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防局長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア～イ　［略］

(2)～(12)　［略］

(13)　必要な知識及び技能を有する者として消防局長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。

2　［略］

（基準の特例）

第22条の2　この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防局長が当該器具の

扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも火災予防上支障がないと認めたとき、又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

(喫煙等)

第23条　次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(1)～(4)　［略］

2　前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3　［略］

4　第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)　当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合　当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置

(2)　［略］

5　前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場

取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも火災予防上支障がないと認めたとき、又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

(喫煙等)

第23条　次に掲げる場所で、消防局長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防局長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(1)～(4)　［略］

2　前項の消防局長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3　［略］

4　第1項の消防局長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)　当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合　当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置

(2)　［略］

5　前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場

所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6　前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長又は消防署長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7　第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

（基準の特例）

第29条の6　第29条の2から第29条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

（基準の特例）

第34条の3　この章（第30条　第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による

所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防局長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6　前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防局長又は消防署長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7　第1項の消防局長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

（基準の特例）

第29条の6　第29条の2から第29条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防局長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

（基準の特例）

第34条の3　この章（第30条　第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防局長又は消防署長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定によ

貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。	る貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。
（大型消火器に関する基準）	（大型消火器に関する基準）
第36条　令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる大型消火器を、当該場所の各部分から一の大型消火器に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令及び法施行規則の規定により消火設備（法施行規則第6条に規定する消火器を除く。）を設置しているものについては、この限りでない。	第36条　令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる大型消火器を、当該場所の各部分から一の大型消火器に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けなければならない。ただし、第1号から第5号までに掲げる場所であって令第16条から令第18条までのいずれかに規定する消火設備を設置しているもの並びに第6号及び第7号に掲げる場所であって令及び法施行規則の規定により消火設備（法施行規則第6条に規定する消火器を除く。）を設置しているものについては、この限りでない。
(1)～(7)　［略］	(1)～(7)　［略］
2　［略］	2　［略］
（基準の特例）	（基準の特例）
第43条　この章の規定は、消防用設備等について消防長が、防火対象物の位置、構造若しくは設備の状況から判断して、この章の規定による消防用設備等の技術上の基準によらなくとも、火災の発生若しくは延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備	第43条　この章の規定は、消防用設備等について消防局長が、防火対象物の位置、構造若しくは設備の状況から判断して、この章の規定による消防用設備等の技術上の基準によらなくとも、火災の発生若しくは延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の

を用いることにより、この章の規定による消防用設備等の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

（基準の特例）

第47条　前2条の規定の全部又は一部は、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

（教育担当者の選任等）

第56条　［略］

2　［略］

3　防火管理業務受託者又は防災管理業務受託者は、前2項の規定によりそれぞれ防火教育担当者又は防災教育担当者を選任したときは、遅滞なくその旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第58条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(16)　［略］

（指定洞道等の届出）

第60条　通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防

設備を用いることにより、この章の規定による消防用設備等の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

（基準の特例）

第47条　前2条の規定の全部又は一部は、消防局長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

（教育担当者の選任等）

第56条　［略］

2　［略］

3　防火管理業務受託者又は防災管理業務受託者は、前2項の規定によりそれぞれ防火教育担当者又は防災教育担当者を選任したときは、遅滞なくその旨を消防局長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第58条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、消防局長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(16)　［略］

（指定洞道等の届出）

第60条　通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防

長が指定したもの(以下「指定洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防署長に届け出なければならない。	局長が指定したもの(以下「指定洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防署長に届け出なければならない。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
2　［略］	2　［略］
(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)	(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)
第61条　核燃料物質、放射性同位元素、毒物その他消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防長が指定するものを業として貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その品名、数量、位置等その他当該物質の貯蔵又は取扱いに関する消火活動上必要な事項を消防署長に届け出なければならない。	第61条　核燃料物質、放射性同位元素、毒物その他消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防局長が指定するものを業として貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その品名、数量、位置等その他当該物質の貯蔵又は取扱いに関する消火活動上必要な事項を消防署長に届け出なければならない。
2　［略］	2　［略］
(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)	(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)
第62条　指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。	第62条　指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防局長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。
2　［略］	2　［略］
(タンクの水張検査等)	(タンクの水張検査等)
第63条　消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。	第63条　消防局長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市条例第８号

平成26年３月27日

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(1972年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資本剰余金の取崩し) 第4条　資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。	(自己資本金への組入れ) 第4条　減債積立金を使用して企業債(建設改良費の財源として借り入れたものに限る。)を償還した場合又は建設改良積立金を使用して建設若しくは改良を行った場合においては、その使用した減債積立金又は建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとする。
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

(施行期日)

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の第4条の規定は、平成26年度以後の事業年度について適用し、平成25年度以前の事業年度については、適用しない。

那覇市条例第９号

平成26年３月27日

那覇市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

那覇市社会教育委員に関する条例(昭和47年那覇市条例第60号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条　この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数その他必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条　この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、委嘱の基準、定数その他必要な事項を定めるものとする。 （委嘱の基準） 第3条　委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。 (1)　学校教育関係者 (2)　社会教育関係者 (3)　家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4)　学識経験者 (5)　その他教育委員会が適当と認める者
第3条～第5条　［略］	第4条～第6条　［略］
（委任） 第6条　この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。	（委任） 第7条　この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に社会教育委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の第3条の規定により社会教育委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、同日における改正前の那覇市社会教育委員に関する条例第4条第1項の規定による任期の残任期間と同一期間とする。

那覇市条例第10号
平成26年３月27日

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章　［略］ 第2章　［略］ 第1節～第2節　［略］ 第3節　［略］(第80条～第91条) 第4節～第6節　［略］ 第3章　［略］ 付則	目次 第1章　［略］ 第2章　［略］ 第1節～第2節　［略］ 第3節　［略］(第80条～第91条の2) 第4節～第6節　［略］ 第3章　［略］ 付則 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識の交付等) 第91条の2　原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売業者(以下この条において「販売業者」という。)は、原動機付自転車又は小型特殊自動車であって、第81条の規定の適用を受けるものを試乗し、又は試乗させる場合は、その車体に取り付けるべき試乗用の標識(以下「試乗標識」という。)の交付を受けなければならない。 2　試乗標識の交付を受けようとする者は、試乗標識交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。 3　試乗標識は、市内に事業所を有する販売業者に対し交付する。この場合において、交付する枚数は、事業所ごとに2枚以内とする。 4　試乗標識の有効期間は、試乗標識の交付の日から当該交付の日の属する年の12月31日(市長が必要と認める場合は、市長が指定する日)までとする。 5　販売業者は、試乗し、又は試乗させる原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に試乗標識を取り付けな

	ければならない。 6　試乗標識は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。 (1)　毀損し、亡失し、又は摩滅したとき。 (2)　第4項に規定する有効期間が満了したとき。 (3)　試乗標識の交付を受けた者が販売業者でなくなったとき。 (4)　試乗標識の交付に係る事業所を廃止し、又は市外に移転したとき。 7　第1項の規定により試乗標識の交付を受けた者は、前項第1号に該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該試乗標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として200円を納めなければならない。 8　第1項の規定により試乗標識の交付を受けた者は、第6項第2号から第4号までのいずれかに該当することとなったとき、又は交付を受けた試乗標識が不要になったときは、遅滞なく当該試乗標識を市長に返納しなければならない。 9　前条第3項、第4項及び第9項の規定は、試乗標識について準用する。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市条例第11号

平成26年３月27日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表　別記］	［別表　別記］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

［改正前　別記］

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	［略］	
	那覇市観光功労者表彰審査委員会	観光功労者の表彰に関すること。
	［略］	
［略］		

［改正後　別記］

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	［略］	
	那覇市観光審議会	観光基本計画の策定、観光功労者の表彰及び観光関連の施策に関すること。
	［略］	
［略］		

那覇市条例第12号

平成26年３月27日

那覇市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

那覇市青少年問題協議会設置条例(昭和56年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条　協議会は、会長及び委員40人以内で組織する。	（組織） 第3条　協議会は、委員20人以内で組織する。 2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)　国及び県の青少年関係機関及び施設の職員 (2)　青少年関係団体の構成員 (3)　学識経験者 (4)　その他市長が必要と認める者
（委員の任期） 第4条　法第3条第3項の規定により、学識経験がある者として委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	（委員の任期） 第4条　委員の任期は、2年とする。
2　前項の委員は再任されることができる。	2　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長） 第5条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。	（会長及び副会長） 第5条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。
2　協議会に副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。	2　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3～4　［略］	3～4　［略］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の第3条第2項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、平成28年3月31日までとする。

那覇市条例第13号
平成26年３月27日

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例（昭和58年那覇市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（給料） 第7条　給料は、勤務時間条例第6条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び退職手当を除いた全額とする。	（給料） 第7条　給料は、勤務時間条例第6条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（第26条の5第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当を除いた全額とする。
（災害派遣手当） 第26条の5　災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り支給する。	（災害派遣手当） 第26条の5　災害派遣手当（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）は、災害対策基本法第32条第1項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に規定する職員が住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に限り支給する。
2　［略］	2　［略］
［別表第3　別記］	［別表第3　別記］

備考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。

2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

［改正前　別記］

別表第3（第26条の5関係）

施設の利用区分／本市の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

［改正後　別記］

別表第3（第26条の5関係）

利用施設の区分／本市の区域に滞在した期間	［略］
［略］	

那覇市条例第14号

平成26年３月27日

那覇市都市モノレール整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市都市モノレール整備基金条例の一部を改正する条例

那覇市都市モノレール整備基金条例(昭和60年那覇市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（処分） 第6条　基金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を処分することができる。 (1)～(3)　［略］	（処分） 第6条　［略］ (1)～(3)　［略］ (4)　沖縄都市モノレール株式会社に対する出資金の財源に充てる場合
備考　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市条例第15号

平成26年３月27日

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

那覇市水道給水条例（平成9年那覇市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（料金） 第23条　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第111号）第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、基本料金と従量料金の合計額に105分の100を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 （加入金） 第29条　給水装置の新設工事又は改造工事（増径）の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により、加入金として、次の表に定める額をその申込みの際に納付しなければならない。 ［表　別記］ 2～3　［略］	（料金） 第23条　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第111号）第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、基本料金と従量料金の合計額に108分の100を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 （加入金） 第29条　［略］ ［表　別記］ 2～3　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の第23条第2項の規定は、平成26年5月以後の月分として算定する水道料金から適用し、同年4月以前の月分として算定する水道料金については、なお従前の例による。

3　この条例による改正後の第29条第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

［改正前　別記］
［第29条の表］

メーター口径	金額
13ミリメートル	22,050円
20ミリメートル	58,800円
25ミリメートル	100,800円
40ミリメートル	343,350円
50ミリメートル	712,950円
75ミリメートル	1,714,650円
100ミリメートル	4,462,500円
150ミリメートル以上	8,549,100円

［改正後　別記］
［第29条の表］

メーター口径	金額
13ミリメートル	22,680円
20ミリメートル	60,480円
25ミリメートル	103,680円
40ミリメートル	353,160円
50ミリメートル	733,320円
75ミリメートル	1,763,640円
100ミリメートル	4,590,000円
150ミリメートル以上	8,793,360円

那覇市条例第16号
平成26年３月27日

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例

那覇市消防手数料条例（平成12年那覇市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）及び那覇市火災予防条例（1972年那覇市条例第18号）に定める危険物の貯蔵及び取扱いに関する手数料並びに消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に定める消防長が開催する防火管理等の講習に関する手数料について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）及び那覇市火災予防条例（1972年那覇市条例第18号）に定める危険物の貯蔵及び取扱いに関する手数料並びに消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に定める消防局長が開催する防火管理等の講習に関する手数料について必要な事項を定めるものとする。
（手数料の免除） 第5条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項に定める手数料を免除することができる。 (1)～(2)　［略］	（手数料の減免） 第5条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項に定める手数料（手数料に教材費用を含む場合にあっては、当該教材費用に相当する額を除く。）を免除することができる。 (1)～(2)　［略］
（委任） 第6条　この条例に定めるもののほか、施行について必要な事項は、消防長が別に定める。	（委任） 第6条　この条例に定めるもののほか、施行について必要な事項は、消防局長が別に定める。
［別表第1　別記］ ［別表第2　別記］	［別表第1　別記］ ［別表第2　別記］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

［改正前　別記］

別表第1（第4条関係）

手数料を納付すべき者		区分			手数料の額
［略］					
(2)	消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	製造所		［略］	
				指定数量の倍数が200を超えるもの	9万1,000円
		貯蔵所	［略］		
			特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	82万円
				危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	99万円
				危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	110万円
				危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	140万円
				危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	164万円
				危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	385万円
				危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	509万円
				［略］	
			浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	112万円
				危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	133万円
				危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	148万円
				［略］	

			1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	212万円
				危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	433万円
				［略］	
			［略］		
		取　扱所	［略］		
			一般取扱所	［略］	
				指定数量の倍数が200を超えるもの	9万1,000円
［略］					
(6)	消防法第11条の2第1項の規定による設置の許可に係る完成検査前検査を受けようとする者	［略］			
		溶接部検査	［略］		
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		95万円
			［略］		
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		165万円
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		318万円
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		389万円
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所		445万円
		［略］			
［略］					
(8)	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査を受けようとする者	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。）	［略］		
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの		41万円
			［略］		
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの		92万円
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの		116万円
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの		283万円
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの		347万円

			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	400万円
		［略］		
［略］				

［改正後　別記］

別表第1(第4条関係)

手数料を納付すべき者		区分			手数料の額
［略］					
(2)	消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	製造所		［略］	
				指定数量の倍数が200を超えるもの	9万2,000円
		貯蔵所	［略］		
			特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	83万円
				危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	101万円
				危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	112万円
				危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	142万円
				危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	166万円
				危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	388万円
				危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	510万円
				［略］	
			浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	113万円
				危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万	134万円

			有しなければならないもの及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所	キロリットル未満のもの	
				危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	150万円
				［略］	
				危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	214万円
				危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	435万円
				［略］	
			［略］		
		取扱所	［略］		
			一般取扱所	［略］	
				指定数量の倍数が200を超えるもの	9万2,000円
［略］					
(6)	消防法第11条の2第1項の規定による設置の許可に係る完成検査前検査を受けようとする者	［略］			
		溶接部検査	［略］		
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		99万円
			［略］		
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		172万円
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		332万円
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		406万円
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所		465万円
		［略］			
［略］					
(8)	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査を受けようとす	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る特定	［略］		
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの		43万円
			［略］		
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの		96万円
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以		121万円

	る者	屋外タンク貯蔵所を除く。）	上20万キロリットル未満のもの	
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	295万円
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	362万円
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	417万円
		［略］		
［略］				

［改正前　別記］

別表第2（第4条関係）

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額（1人当たり）
市内の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの又は市外の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの	［略］	
	自衛消防業務新規講習	13,000円
	自衛消防業務再講習	10,000円
市内の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	［略］	
	自衛消防業務新規講習	15,000円
	自衛消防業務再講習	12,000円
講習修了証の再交付又は書換えの申請		1件　500円

［改正後　別記］

別表第2（第4条関係）

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額（1人当たり）
市内の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの又は市外の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの	［略］	
	自衛消防業務新規講習	15,000円
	自衛消防業務再講習	13,000円
市内の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	［略］	
	自衛消防業務新規講習	17,000円
	自衛消防業務再講習	15,000円
講習修了証の再交付又は書換えの申請		1件　600円

那覇市条例第17号
平成26年３月27日

那覇市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市体育施設条例の一部を改正する条例

那覇市体育施設条例(平成17年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表第6　別記］	［別表第6　別記］
備考 1　表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

［改正前　別記］

別表第6(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(他の施設及び設備)

区分		単位	金額(円)
			［略］
［略］			
冷房設備	会議室及び多目的室	1時間	［略］
	役員選手控室		［略］

備考

1～2　［略］

［改正後　別記］

別表第6(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(他の施設及び設備)

区分		単位	金額(円)
			［略］
［略］			
冷房設備	メインアリーナ	1時間	10,000
	サブアリーナ		3,000
	会議室及び多目的室		［略］
	役員選手控室		［略］
	ステージ		500

備考

1～2　［略］

3　冷房設備の利用料金は、当日利用の場合についても適用する。

那覇市条例第18号
平成26年３月27日

地方独立行政法人那覇市立病院に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

地方独立行政法人那覇市立病院に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人那覇市立病院に係る重要な財産を定める条例（平成19年那覇市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方独立行政法人那覇市立病院に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡又は担保としての提供にあっては、その適正な見積価格）が3,000万円以上の、不動産（信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。）、動産又は不動産の信託の受益権とする。	（趣旨） 第1条　この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び法第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院に係る市長の認可を受けなければならない重要な財産を定めるものとする。 （不要となった場合に市に納付する重要な財産） 第2条　法第6条第4項の規定による条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円以上の財産とする。 （処分等の制限を受ける重要な財産） 第3条　法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡又は担保としての提供にあっては、その適正な見積価格）が3,000万円以上の不動産（信託の場合を除き、土地についてはその面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。）、動産又は不動産の信託の受益権とする。

備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市条例第19号
平成26年３月27日

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年那覇市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第6章　［略］	第1章～第6章　［略］
第7章　共同生活介護	第7章　削除
第1節　基本方針（第125条）	
第2節　人員に関する基準（第126条・第127条）	
第3節　設備に関する基準（第128条）	
第4節　運営に関する基準（第129条―第142条）	
第8章～第12章　［略］	第8章～第12章　［略］
第13章　［略］	第13章　［略］
第1節～第3節　［略］	第1節～第3節　［略］
第4節　［略］（第196条―第198条）	第4節　［略］（第196条―第208条）
	第5節　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
	第1款　この節の趣旨及び基本方針（第209条・第210条）
	第2款　人員に関する基準（第211条・第212条）
	第3款　設備に関する基準（第213条）
	第4款　運営に関する基準（第214条―第219条）
第14章　［略］（第199条・第200条）	第14章　［略］（第220条・第221条）
第15章　一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第201条・第202条）	
付則	付則
（定義）	（定義）
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定	第2条　［略］

めるところによる。	
(1)～(2)　［略］	(1)～(2)　［略］
(3)　支給決定障害者等　法第5条第22項に規定する支給決定障害者等をいう。	(3)　支給決定障害者等　法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。
(4)～(16)　［略］	(4)～(16)　［略］
第6条　［略］	第6条　［略］
2　重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障がい者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	2　重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障がい者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
3～4　［略］	3～4　［略］
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第7条　指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。	第7条　指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第209条及び第217条第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。
2～3　［略］	2～3　［略］
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第81条　指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	第81条　［略］

(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、及び第9章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	(2)　［略］
ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。	ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。
(ア)　平均障害程度区分が4未満　利用者の数を6で除した数以上	(ア)　平均障害支援区分が4未満　利用者の数を6で除した数以上
(イ)　平均障害程度区分が4以上5未満　利用者の数を5で除した数以上	(イ)　平均障害支援区分が4以上5未満　利用者の数を5で除した数以上
(ウ)　平均障害程度区分が5以上　利用者の数を3で除した数以上	(ウ)　平均障害支援区分が5以上　利用者の数を3で除した数以上
イ～エ　［略］	イ～エ　［略］
(3)　［略］	(3)　［略］
2～7　［略］	2～7　［略］
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第101条　法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。	第101条　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(省令第25条第7号に規定する宿泊型自	(2)　第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、第193条第1項に規定

立訓練の事業を行う者に限る。）又は第193条第1項に規定する指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　指定短期入所と同時に第125条に規定する指定共同生活介護、第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第192条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯　指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第193条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ　［略］

2　法第5条第8項に規定する施設が、その施

する指定共同生活援助事業者又は第211条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア　指定短期入所と同時に第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（省令第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第192条に規定する指定共同生活援助又は第209条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯　指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第193条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第211条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。））の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ　［略］

2　［略］

設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。	
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数	(2)　指定自立訓練(生活訓練)事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合　ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数
ア　指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯　当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上	ア　指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)事業所等を提供する時間帯　当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
イ　［略］	イ　［略］
3　併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下この章において「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。	3　［略］
(1)　指定生活介護事業所、第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第175条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指	(1)　指定生活介護事業所、第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第175条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(第187条に規定する指定就

定就労継続支援B型事業所(第187条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第193条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章において「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合　ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア　指定生活介護、第125条に規定する指定共同生活介護、第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第174条に規定する指定就労継続支援A型、第187条に規定する指定就労継続支援B型、第192条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間　当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ　［略］

(2)　［略］

(準用)

第102条　第8条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

(定員の遵守)

第110条　指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時

労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第193条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、第211条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章において「指定生活介護事業所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合　ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア　指定生活介護、第143条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第153条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第174条に規定する指定就労継続支援A型、第187条に規定する指定就労継続支援B型、第192条に規定する指定共同生活援助、第209条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間　当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ　［略］

(2)　［略］

(準用)

第102条　第53条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

(定員の遵守)

第110条　［略］

に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員（第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は第193条第1項に規定する指定共同生活援助事業所にあっては、共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数	(2)　空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員（第193条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は第211条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあっては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
(3)　［略］	(3)　［略］
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第115条　指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第193条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第118条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。	第115条　指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。第118条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。
2～4　［略］	2～4　［略］
（障害福祉サービスの提供に係る基準）	（障害福祉サービスの提供に係る基準）
第120条　［略］	第120条　［略］
2　［略］	2　［略］
3　指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に	3　指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に

規定する基準を満たさなければならない。	規定する基準を満たさなければならない。
第7章　共同生活介護	第7章　削除
第125条　共同生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活介護」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	第125条から第142条まで　削除
(従業者の員数)	
第126条　指定共同生活介護の事業を行う者(以下「指定共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	
(1)　世話人　指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上	
(2)　生活支援員　指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上	
ア　障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。)第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数	
イ　区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数	
ウ　区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数	
エ　区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除	

した数

(3)　サービス管理責任者　指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア　利用者の数が30人以下　1人以上

イ　利用者の数が31人以上　1人に、利用者の数が30人を超えて30人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3　第1項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者）

第127条　指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2　指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

（設備）

第128条　指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2　指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4　共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(市長が特に必要があると認めるときは30人)以下とすることができる。

5　共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

6　ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

7　ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1)　一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2)　一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(入退居)

第129条　指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

2　指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3　指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮

し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4　指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第130条　指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2　指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第131条　指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2　指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3　指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1)　食材料費

(2)　家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該

指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3)　光熱水費

(4)　日用品費

(5)　前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4　指定共同生活介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5　指定共同生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第132条　指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている

者を除く。）及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2　指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（指定共同生活介護の取扱方針）

第133条　指定共同生活介護事業者は、第142条において準用する第61条に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2　指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3　指定共同生活介護事業所の従業者は、指

定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4　指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第134条　サービス管理責任者は、第142条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2)　利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3)　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4)　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（介護及び家事等）

第135条　介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2　調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3　指定共同生活介護事業者は、その利用者

に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第136条　指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2　指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3　指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第137条　指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　入居定員

(4)　指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5)　入居に当たっての留意事項

(6)　緊急時等における対応方法

(7)　非常災害対策

(8)　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類

(9)　虐待の防止のための措置に関する事項

(10)　その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第138条　指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2　前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3　指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4　指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5　指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第139条　指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第140条　指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならな

い。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第141条　指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかなければならない。

2　指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定共同生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

（準用）

第142条　第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条及び第95条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第137条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第131条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第131条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第142条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第142条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第142条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第142条において準用する第

76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第142条」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第141条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。	
	（利用者負担額に係る管理） 第158条の2　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。 2　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
（準用） 第160条　第11条から第20条まで、第22条、	（準用） 第160条　第11条から第20条まで、第22条、

第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第89条から第95条まで、第132条、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第132条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。	第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第89条から第95条まで、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるものとする。
（準用） 第173条　第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第87条から第95条ま	（準用） 第173条　第11条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第87条から第95条まで、第1

で、第132条、第147条及び第148条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第173条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第132条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)が」と読み替えるものとする。

47条、第148条及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第173条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労大臣が定める者に限る。)が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

第192条　共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	第192条　共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第193条　指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	第193条　［略］
(1)　世話人　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上	(1)　世話人　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
	(2)　生活支援員　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
	ア　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。)第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
	イ　区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
	ウ　区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
	エ　区分省令第2条第6号に規定する区分に該当する利用者の数を2.5で除した数
(2)　［略］	(3)　［略］
2～3　［略］	2～3　［略］
(準用)	(管理者)

第194条　第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。	第194条　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 2　指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。
（準用） 第195条　第128条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。	（設備） 第195条　指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。 2　指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。 3　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。 4　共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上

20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

5　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

6　共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7　ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

8　ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1)　一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2)　一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

9　サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　入居定員を1人とすること。

(2)　日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

(3)　居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4節　運営に関する基準

（入退居）

第196条　指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2　指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3　指定共同生活援助事業者は、利用者の退

居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4　指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第197条　指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2　指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第198条　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2　指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3　指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1)　食材料費

(2)　家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた

場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

(3)　光熱水費

(4)　日用品費

(5)　前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4　指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5　指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第199条　指定共同生活援助事業者は、第208条において読み替えて準用する第61条に規定する共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2　指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に

	支障がないようにしなければならない。 3　指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 4　指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 （サービス管理責任者の責務） 第200条　サービス管理責任者は、第208条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 (2)　利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 (3)　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。 (4)　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
第4節　運営に関する基準 （家事等）	（介護及び家事等） 第201条　介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
第196条　［略］ 2　指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指	2　［略］ 3　指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指

定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。	定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。 （社会生活上の便宜の供与等） 第202条　指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。 2　指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。 3　指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （運営規程） 第203条　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1)　事業の目的及び運営の方針 (2)　従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)　入居定員 (4)　指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 (5)　入居に当たっての留意事項 (6)　緊急時等における対応方法 (7)　非常災害対策 (8)　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 (9)　虐待の防止のための措置に関する事項 (10)　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等） 第197条　［略］ 2　［略］ 3　指定共同生活援助事業者は、指定共同生	（勤務体制の確保等） 第204条　［略］ 2　［略］ 3　指定共同生活援助事業者は、指定共同生

活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。	活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 4　指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
4　［略］	5　［略］ （支援体制の確保） 第205条　指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。 （定員の遵守） 第206条　指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （協力医療機関等） 第207条　指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定共同生活援助事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかなければならない。 2　指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定共同生活援助事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。
（準用）	（準用）

第198条　第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第129条から第134条まで、第136条、第137条及び第139条から第141条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第198条において準用する第137条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条において準用する第131条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第198条において準用する第131条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第198条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第198条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第198条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第198条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第198条」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第198条において準用する第141条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第131条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第133条第1項及び第134条第1項中「第142条」とあるのは「第198条」と、第134条第1項第3号及び第136条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

第208条　第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条及び第158条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第203条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第208条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第208条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第208条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第208条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第208条」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第5節　外部サービス利用型指定

共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款　この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第209条　第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第219条において読み替えて準用する第61条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第211条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第210条　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款　人員に関する基準

（従業者の員数）

第211条　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)　世話人　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(2)　サービス管理責任者　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア　利用者の数が30人以下　1人以上

イ　利用者の数が31人以上　1人に、利用者の数が30人を超えて30人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3　第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第212条　第194条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款　設備に関する基準

（準用）

第213条　第195条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第214条　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第216条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第215条　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第216条　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関す

る運営規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　入居定員

(4)　外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5)　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

(6)　入居に当たっての留意事項

(7)　緊急時等における対応方法

(8)　非常災害対策

(9)　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第217条　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2　受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3　受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。

4　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（勤務体制の確保等）

第218条　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

第219条　第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第196条から第200条まで、第201条、第202条及び第205条から第207条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第219条において準用する第198条第1項」と、第25条第2項中「第

	23条第2項」とあるのは「第219条において準用する第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第219条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第219条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第219条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第219条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第219条」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第219条において準用する第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第201条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。
第199条～第200条　［略］	第220条～第221条　［略］
第15章　一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例	
(従業者の員数に関する特例)	
第201条　指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う指定共同生活介護事業所(以下「一体型	

指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第126条第1項第1号及び第3号並びに第193条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　世話人　当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を6で除した数以上

(2)　サービス管理責任者　当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア　利用者の数の合計が30人以下　1人以上

イ　利用者の数の合計が31人以上　1人に、利用者の数の合計が30人を超えて30人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

（設備及び定員の遵守に関する特例）

第202条　一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第128条（第195条において準用する場合を含む。）及び第140条（第198条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

付　則 （指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例） 第3条　第135条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。 2　第135条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。 (1)～(2)　［略］ 3　前2項の場合において、第126条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（付則第3条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。	付　則 （指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例） 第3条　第201条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。 2　第201条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。 (1)～(2)　［略］ 3　前2項の場合において、第193条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（付則第3条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
4　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市条例第20号

平成26年３月27日

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義))	(定義)
第2条　［略］	第2条　［略］
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第6条　指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	第6条　［略］
(1)　生活介護を行う場合	(1)　［略］
ア　生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	ア　［略］
(ア)　［略］	(ア)　［略］
(イ)　看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	(イ)　［略］
a　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。	a　［略］
(a)　(i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数	(a)　(i)から(iii)までに掲げる平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数
(i)　平均障害程度区分が4未満　利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。)の数	(i)　平均障害支援区分が4未満　利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。)の数

を6で除した数 （ⅱ）　平均障害程度区分が4以上5未満　利用者の数を5で除した数 （ⅲ）　平均障害程度区分が5以上　利用者の数を3で除した数 (b)　［略］ b～d　［略］ （ウ）　［略］ イ～オ　［略］ (2)～(6)　［略］ 2～3　［略］ （情報の提供等） 第56条　指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければばらない。 2　［略］ 3　指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用する者に対して、その障がいの特性に応じて情報を提供できる体制を整備するよう努めなければばらない。	を6で除した数 （ⅱ）　平均障害支援区分が4以上5未満　利用者の数を5で除した数 （ⅲ）　平均障害支援区分が5以上　利用者の数を3で除した数 (b)　［略］ b～d　［略］ （ウ）　［略］ イ～オ　［略］ (2)～(6)　［略］ 2～3　［略］ （情報の提供等） 第56条　指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2　［略］ 3　指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用する者に対して、その障がいの特性に応じて情報を提供できる体制を整備するよう努めなければならない。
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市条例第21号

平成26年３月27日

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（職員の配置の基準）	（職員の配置の基準）
第40条　生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。	第40条　［略］
(1)～(2)　［略］	(1)～(2)　［略］
(3)　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	(3)　［略］
ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる人数とする。	ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる人数とする。
（ア）　平均障害程度区分が4未満　利用者の数を6で除した数以上	（ア）　平均障害支援区分が4未満　利用者の数を6で除した数以上
（イ）　平均障害程度区分が4以上5未満　利用者の数を5で除した数以上	（イ）　平均障害支援区分が4以上5未満　利用者の数を5で除した数以上
（ウ）　平均障害程度区分が5以上　利用者の数を3で除した数以上	（ウ）　平均障害支援区分が5以上　利用者の数を3で除した数以上
イ～エ　［略］	イ～エ　［略］
(4)　［略］	(4)　［略］
2～8　［略］	2～8　［略］
（職員の配置の基準）	（職員の配置の基準）
第60条　［略］	第60条　［略］
2～7　［略］	2～7　［略］
8　第1項第4号のサービス管理責任者のう	8　第1項第4号のサービス管理責任者のう

ち1人以上は、常勤でなければならない。	ち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
(規模に関する特例)	(規模に関する特例)
第89条　多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例で定める指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。	第89条　多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による児童福祉法第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例(次条において「指定通所支援基準条例」という。)で定める指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。
(1)～(3)　[略]	(1)～(3)　[略]
2～3　[略]	2～3　[略]
(職員の員数等の特例)	(職員の員数等の特例)
第90条　多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満で	第90条　多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満で

ある場合は、第40条第7項、第53条第7項及び第8項、第60条第7項、第64条第5項及び第6項並びに第75条第5項（第88条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	ある場合は、第40条第7項、第53条第7項及び第8項、第60条第7項、第64条第5項及び第6項並びに第75条第5項（第88条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
2　［略］	2　［略］

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市条例第22号

平成26年３月27日

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（職員の配置の基準）	（職員の配置の基準）
第12条　障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。	第12条　［略］
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　生活介護を行う場合	(2)　［略］
ア　生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。	ア　［略］
（ア）　［略］	（ア）　［略］
（イ）　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	（イ）　［略］
a　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。	a　［略］
(a)　(i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数	(a)　(i)から(iii)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数
(i)　平均障害程度区分が4未満　利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。）の数を6で除した数	(i)　平均障害支援区分が4未満　利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。）の数を6で除した数
(ii)　平均障害程度区分が4	(ii)　平均障害支援区分が4

以上5未満　利用者の数を5で除した数 （ⅲ）　平均障害程度区分が5以上　利用者の数を3で除した数 (b)　［略］ b～d　［略］ （ウ）　［略］ イ～オ　［略］ (3)～(7)　［略］ 2～4　［略］	以上5未満　利用者の数を5で除した数 （ⅲ）　平均障害支援区分が5以上　利用者の数を3で除した数 (b)　［略］ b～d　［略］ （ウ）　［略］ イ～オ　［略］ (3)～(7)　［略］ 2～4　［略］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市条例第23号

平成26年３月27日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表第2　別記］ ［別表第4　別記］	［別表第2　別記］ ［別表第4　別記］
備考 1　表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

(施行期日)

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

［改正前　別記］

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～7　［略］

8　医療法(昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	［略］	
(2)	［略］		
(3)	法第27条の規定に基づく診療所の構造設備の検査及び使用許可の申請に対する審査	［略］	
(4)	［略］		

9～25　［略］

［改正後　別記］

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～7　［略］

8　［略］

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査	病院開設許可申請手数料	1件につき41,000円
(2)	法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	［略］	
(3)	［略］		
(4)	法第27条の規定に基づく病院の構造設備の検査及び使用許可の申請に対する審査	病院構造設備使用許可申請手数料	1件につき43,000円。ただし、申請者自ら検査を行う場合にあっては1件につき22,000円
(5)	法第27条の規定に基づく診療所の構造設備の検査及び使用許可の申請に対する審査	［略］	
(6)	［略］		

9～25　［略］

［改正前　別記］

別表第4（第2条関係）

建設に関するもの

1～2　［略］

3　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第17条第1項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定申請に併せて法第17条第4項の規定に基づく申出がある場合における特定建築物の建築等の計画に係る建築基準関係規定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。）の適合性に関する審査	特定建築物計画認定申請手数料	1件につき、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例（平成19年那覇市条例第4号）別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額）

4　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額

(1)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア～イ　[略]
(2)	法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア～イ　[略]
(3)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算し

			た額） ア～イ　［略］
(4)	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額（申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額） ア～イ　［略］
(5)～(6)　［略］			

5　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（(2)の号に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額（当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額）を加算した額） ア～ウ　［略］
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関（住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定す	評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額（当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額）を加算した額） ア～ウ　［略］

	る指定確認検査機関を兼ねるものに限る。）又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「評価機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査		
(3)	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（(4)の号に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1)の号の規定により合算した額の2分の1の額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額）を加算した額）
(4)	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	(2)の号の規定により合算した額の2分の1の額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額）を加算した額）

6　［略］

［改正後　別記］

別表第4（第2条関係）

建設に関するもの

1～2　［略］

3　［略］

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	［略］		1件につき、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例（平成19年那覇市条例第4号）別表第1に掲げる額（

			造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額)

4　［略］

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	［略］		次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア～イ　［略］
(2)	［略］		次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア～イ　［略］
(3)	［略］		次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定

		について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア～イ　［略］
(4)	［略］	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア～イ　［略］
(5)～(6)　［略］		

5　［略］

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	［略］		申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額)を加算した額) ア～ウ　［略］
(2)	［略］		申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じ

		て得た額を加えた額）を加算した額） ア～ウ　［略］
(3)	［略］	(1)の号の規定により合算した額の2分の1の額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額）を加算した額）
(4)	［略］	(2)の号の規定により合算した額の2分の1の額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の108を乗じて得た額を加えた額）を加算した額）

6　［略］

那覇市条例第24号

平成26年３月27日

那覇市児童生徒県外交流基金条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市児童生徒県外交流基金条例を廃止する条例

那覇市児童生徒県外交流基金条例(昭和61年那覇市条例第36号)は、廃止する。

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市条例第25号

平成26年３月27日

那覇市古波蔵ふれあい館条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市古波蔵ふれあい館条例を廃止する条例

那覇市古波蔵ふれあい館条例(平成13年那覇市条例第19号)は、廃止する。

付　則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市条例第26号
平成26年３月27日

那覇市情報公開条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市情報公開条例

那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号)の全部を改正する。

目次

第1章　総則(第1条―第4条)
第2章　公文書の公開(第5条―第18条)
第3章　不服申立て等
第1節　諮問等(第19条―第21条)
第2節　審査会の調査審議の手続等(第22条―第27条)
第4章　情報公開の総合的な推進(第28条―第30条)
第5章　雑則(第31条―第34条)
付則

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、市の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、日本国憲法の保障する基本的人権としての知る権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政について市民に説明する責務を全うするようにして、市政への市民参加を一層推進し、及び市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　公文書　実施機関の職員(市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員を含む。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売されるもの及び実施機関以外のものが無償頒布することを目的として発行するもの

イ　市の図書館、博物館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(2)　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防局長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人をいう。

（実施機関の責務）

第3条　実施機関は、市民の知る権利が十分に保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。

2　実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることがないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条　公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に即し、公文書の公開を求める権利を適正に行使するとともに、その権利の行使によって得た公文書を適正に使用しなければならない。

2　公文書の公開を請求するものは、この条例に基づく公文書の公開を求める権利を濫用してはならない。

第2章　公文書の公開

（公文書の公開を請求する権利）

第5条　何人も、実施機関に対し、当該実施機関の所管する事務に係る公文書の公開を請求することができる。

2　前項の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対し、公開請求に必要な情報の提供及び助言を求めることができる。

（公開請求の手続）

第6条　公開請求は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

(1)　公開請求をしようとするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2)　公文書の名称、内容、範囲その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3)　その他実施機関の定める事項

2　公開請求をしようとするものは、実施機関が公文書の特定を容易に行えるよう必要な協力をしなければならない。

3　実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1)　法令又は条例(以下「法令等」という。)により、明らかに守秘義務が課されている情報

(2)　個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が次に掲げる者(以下「公務員等」という。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)

（ア）　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項の国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項の特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）

（イ）　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項の独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員

（ウ）　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条の地方公務員

（エ）　地方独立行政法人の役員及び職員

エ　ウに掲げる者のほか、当該個人が次に掲げる機関の会議において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見の表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見の表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見の表明又は説明の内容に係る部分）

（ア）　行政委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項の委員会及び委員並びに同条第3項の委員会をいう。以下同じ。）

（イ）　附属機関（地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定により設置する附属機関をいう。以下同じ。）

(3)　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

イ　市民の生活に影響を及ぼす法人等又は個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報

(4)　行政執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア　市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下この号及び第15条において「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査等に関する情報であ

って、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

イ　公にすることにより、市の機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

ウ　公にすることにより、市の機関又は国等の機関が行う契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

エ　公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの

オ　その他市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかなもの

2　実施機関は、公開請求に係る公文書が前項に該当する公文書であっても、期間の経過によって当該公文書を非公開とする理由がなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

（部分公開）

第8条　実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合（当該非公開情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である場合を除く。）は、公開請求者に対し、当該非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき公開しなければならない。

2　公開請求に係る公文書に前条第1項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条　実施機関は、当該実施機関が保有する公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

2　実施機関は、前項の規定により公文書を公開するときは、あらかじめ那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

（公文書の存否に関する情報）

第10条　公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2　実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、規則で定めるところにより、その旨を審議会に報告しなければならない。

（権利の濫用）

第11条　実施機関は、この条例本来の目的を逸脱し、社会通念上適正な権利行使と認めることができない公開請求があったときは、権利の濫用として、当該公開請求を拒否することができる。

2　前項の規定は、公開請求者の言動、公開請求の内容、方法等から、次の各号のいずれかに該当することが明らかに認められるときにおいてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。

(1)　当該公開請求の目的が公文書の公開以外にあること。

(2)　公開請求者が当該公文書の公開を受ける意思のないこと。

3　実施機関は、第1項の規定により公開請求を拒否したときは、規則で定めるところにより、その旨を審議会に報告しなければならない。

（公開請求に対する措置）

第12条　実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、速やかに当該決定の内容を公開請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書を閲覧、視聴又は聴取により公開するときは当該公文書を公開する日時及び場所を、当該公文書の写し（電磁的記録を用紙に出力したもの又は電磁的記録媒体に複写したものを含む。以下同じ。）

の交付により公開するときは交付の期間及び場所(当該交付を郵送により行う場合は、第17条第1項本文の費用及び同条第2項の手数料を納付する期限)を併せて通知しなければならない。

2　実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第10条第1項及び前条第1項の規定により公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、速やかに当該決定の内容を公開請求者に書面により通知しなければならない。

3　前2項の規定による通知(公開請求に係る公文書の全部を公開するときを除く。)には、公開しないこととする根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由をできる限り具体的に記載しなければならない。

4　実施機関は、第1項後段の日時及び場所を、公開請求者の意見を聴いた上で決定するものとする。ただし、公開請求者と連絡が取れない等の理由により意見を聴くことができないときは、この限りでない。

5　第2項の場合において、実施機関は、非公開と決定した公文書が期間の経過により第7条第1項各号に規定する情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

(公開決定等の期限)

第13条　前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める日数を限度として期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(1)　第9条第2項の規定により審議会の意見を聴く場合　審議会の審議に要する期間を考慮した日数

(2)　第15条第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与える場合　意見書提出に要する期間を考慮した日数

(3)　前2号以外の場合　30日

3　公開請求者は、第1項に規定する期間内に公開決定等がされない場合であって前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に公開決定等がされない場合には、次条第1項後段の規定による通知を受けた場合を除き、実施機関が公開請求に係る公文書について前条第2項の決定をしたものとみなすことができる。

(公開決定等の期限の特例)

第14条　同一の実施機関に対する公開請求の件数が同時期に大量にある、又は公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、前条第2項に規定する延長後の期間内にその全てについて公開決定等をすることにより実施機関の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該延長後の期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)　本条を適用する旨及びその理由

(2)　残りの公文書について公開決定等をする期限

2　公開請求者は、前項第2号の期限内に公開決定等がされない場合には、実施機関が同項の残りの公文書について第12条第2項の決定をしたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条　公開請求に係る公文書に市、国等及び公開請求者以外のもの(以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定(第12条第1項の決定をいう。以下同じ。)に先立ち、当該第三者に対し、当該公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限

りでない。

(1)　第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1項第2号イ又は同項第3号ア若しくはイの情報に該当すると認められるとき。

(2)　第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条第1項の規定により公開しようとするとき。

3　実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第19条及び第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の方法等)

第16条　実施機関は、公開決定をしたとき(前条第3項の規定による場合を除く。)は、公開請求者に対し、速やかに当該決定に係る公文書の公開を実施しなければならない。

2　公文書の公開の方法は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

3　前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書について汚損又は破損のおそれがあると認めるときその他やむを得ない理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧、視聴若しくは聴取に供し、又はその写しを交付することができる。

4　実施機関は、第12条第1項の規定による通知をした場合において、同項の規定により指定した日時又は期間内に公開請求者が公文書の公開の実施に応じなかったときは、改めて日時又は期間を指定し、公文書の公開の実施に応ずるよう、第12条第1項の規定により指定した日時又は期間を経過したときから7日以上の期間をおいて文書により催告するものとする。

5　実施機関は、前項の規定による催告をした場合において、改めて指定した日時又

は期間内に、公開請求者が正当な理由なく、なお公文書の公開の実施に応じなかったときは、当該日時又は期間を経過したときにおいて、当該公文書の公開を実施したものとみなす。この場合においては、次条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

6　第4項の規定は、公開請求者が郵送による公文書の写しの交付を希望している場合で、次条第1項の費用又は同条第2項の手数料の納付が第12条第1項の規定による通知において指定された期限までになかったときについて準用する。この場合において、第4項中「日時又は期間内に公開請求者が公文書の公開の実施に応じなかった」とあるのは「期限までに次条第1項の費用又は同条第2項の手数料の納付がなかった」と、「日時又は期間を指定し、公文書の公開の実施に応ずる」とあるのは「期限を指定し、当該費用又は手数料を納付する」と、「第12条第1項の規定により指定した日時又は期間」とあるのは「第12条第1項の規定により指定した期限」と読み替えるものとする。

7　第5項の規定は、公開請求者が郵送による公文書の写しの交付を希望している場合で、次条第1項の費用又は同条第2項の手数料の納付が、前項の規定により読み替えられた第4項の規定による催告において改めて指定した期限までになかったときについて準用する。この場合において、第5項中「前項」とあるのは「次項の規定により読み替えられた前項」と、「指定した日時又は期間内に、公開請求者が正当な理由なく、なお公文書の公開の実施に応じなかった」とあるのは「指定した期限までに、なお次条第1項の費用又は同条第2項の手数料の納付がなかった」と、「当該日時又は期間」とあるのは「当該期限」と読み替えるものとする。

（費用及び手数料）

第17条　公文書の写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を納付しなければならない。ただし、次項第1号に規定する手数料を納付することとなる公文書の写しの交付を受ける場合は、当該写しの作成に要する費用の納付を要しない。

2　公文書の写しの交付に係る手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1)　次に掲げるもの　別表に定める額

ア　会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社若しくは当該会

社の事業のために公開請求をする当該会社の役員若しくは従業員又はこれらの代理人

イ　会社法第2条第2号に規定する外国会社若しくは当該外国会社の事業のために公開請求をする当該外国会社の役員若しくは従業員又はこれらの代理人

ウ　営利を目的とする事業のために公開請求をする当該事業を営む団体若しくは当該団体の役員若しくは従業員又はこれらの代理人（ア及びイに掲げる者を除く。）

エ　営利を目的とする事業のために公開請求をする当該事業を営む個人若しくはその従業員又はこれらの代理人

(2)　前号以外のもの　無料

3　前項の手数料は、公文書の写しの交付を受ける前に納付するものとする。

4　公文書の閲覧、視聴又は聴取に係る手数料は、無料とする。

（他の制度等との調整）

第18条　実施機関は、他の法令等その他の定めにより、何人にも公開請求に係る公文書が第16条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等その他の定めにおいて、一定の場合には公開しない旨の規定があるときは、この限りでない。

2　他の法令等その他の定めにおける公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第16条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3　図書館、公民館その他これらに類する市の施設において一般の利用に供する目的をもって収集、整理又は保存している公文書の閲覧、視聴若しくは聴取又は写しの交付については、この条例中公開請求に係る部分の規定は、適用しない。

第3章　不服申立て等

第1節　諮問等

（救済手続）

第19条　公開請求に関する処分に不服があるものは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てを行うことができる。

2　前項の不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく那覇市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問（議会からの意見聴取を含む。以下同じ。）をし、その答申等を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(1)　不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2)　決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第21条第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第20条　諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)　不服申立人及び参加人（行政不服審査法第24条の参加人をいう。以下同じ。）

(2)　公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3)　不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

2　諮問をした実施機関は、当該諮問に係る不服申立てがあった日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第21条（同法第48条において準用する場合を含む。）の補正を命じた場合にあっては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が30日を超えた場合には、前項の規定による通知に、諮問までの期間及び諮問までの期間が30日を超えた理由を記載しなければならない。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第21条　第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1)　公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2)　不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開

する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2節　審査会の調査審議の手続等

（審査会の調査権限）

第22条　審査会は、必要があると認めるときは、第19条第2項の規定により審査会に諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、公開決定等に係る公文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、この条例及び那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の規定は、適用しない。

2　諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4　第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条　審査会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第24条　不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第25条　不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（第22

条第1項により提出された公文書及び当該公文書の写し並びに同条第3項の資料を除く。）の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

2　審査会は、前項前段の閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

3　不服申立人又は参加人が第1項の意見書又は資料の写しの交付を受ける場合は、規則に定めるところにより、これらの写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

（答申書の送付等）

第26条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）

第27条　第22条から前条までに定めるもののほか、審査会の調査審議の手続等に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章　情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進）

第28条　実施機関は、この条例による公文書の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する分かりやすい情報を市民が容易に得られるよう情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2　実施機関は、前項に定める施策を効果的に推進するため、情報の収集、整備及び提供機能を充実、強化するとともに、実施機関相互間の協力及び連携に努めるものとする。

（情報提供）

第29条　実施機関は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを記録した文書、図画又は電磁的記録を必要に応じ提供するものとする。ただし、当該情報の提供について法令等で別段の定めがある場合又は当該情報が非公開情報に該当する場合は、この限りでない。

(1)　市の長期計画その他の市の重要な基本計画（中間段階の案で実施機関が定めるものを含む。）

(2)　那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第12条第1項及び第13条の規定により議会へ提出した資料等

(3)　当該実施機関の組織及び業務に関する基礎的な情報

(4)　当該実施機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報

(5)　附属機関その他市政運営上の意見聴取等を行うため実施機関が設置した会議(実施機関の職員のみで構成されるものを除く。)又は行政委員会の会議資料、会議録、答申書、提言書等

(6)　その他市政に関する情報で公表するものと市長が定めるもの

2　実施機関は、同一の公文書について2以上のものから公開請求があり、その全ての公開請求に対して当該公文書の全部を公開する旨の決定をした場合であって、当該公文書について更に他のものから公開請求があると見込まれるときは、当該公文書を適時に、かつ、市民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

(出資等法人等の情報公開)

第30条　市が出資等している法人であって規則で定めるもの(以下「出資等法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その経営状況に関する情報その他保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　市の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、自ら当該施設の管理に関する業務の情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　実施機関は、出資等法人又は指定管理者に対し、前2項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるとともに、これらに対して有する調査権の範囲内において、情報の収集に努めるものとする。

4　実施機関は、指定管理者との当該施設の管理に関する協定において、情報の公開に関し指定管理者が講ずべき措置を明らかにするよう努めるものとする。

第5章　雑則

(公文書目録の作成)

第31条　実施機関は、公文書の目録及び公文書の検索に必要な資料を作成し、所定の場所に備えて市民の閲覧に供しなければならない。

（運用状況の公表）

第32条　実施機関は、毎年1回この条例の運用状況について公表しなければならない。

（適正な解釈及び運用の確保）

第33条　市長は、実施機関におけるこの条例の適正な解釈及び運用を確保するため研修等必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第34条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、平成26年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　改正後の那覇市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、次に掲げる公文書について適用する。

(1)　昭和63年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(2)　昭和63年4月1日前に作成し、又は取得した公文書であって、目録等が整理されたもの

3　新条例第2章の規定は、施行日以後に受理する公文書の公開の請求について適用し、施行日前に受理した公文書の公開の請求については、なお従前の例による。

4　新条例第3章の規定は、施行日以後にされた諮問について適用し、施行日前にされた諮問（改正前の那覇市情報公開条例第11条第2項の諮問をいう。）については、なお従前の例による。

5　新条例第30条第4項の協定のうち施行日前に締結されたものについては、同項の規定は、適用しない。

別表(第17条関係)

公文書の写しの交付に係る手数料

公文書の種類	区分			金額
文書及び図画	複写機により複写した場合	用紙1面につき	白黒(A3判まで)	30円
			カラー(A3判)	100円
			カラー(A3判未満)	70円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R等の光ディスクに複写した場合		光ディスク1枚につき	300円
	マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷した場合		用紙1面につき	30円
電磁的記録	用紙に出力した場合	用紙1面につき	白黒(A3判まで)	30円
			カラー(A3判)	100円
			カラー(A3判未満)	70円
	CD-R等の光ディスクに複写した場合		光ディスク1枚につき	300円

備考　この表において「A3判」とは、日本工業規格A列3番をいう。